

班 回 覧	班 員	取 扱 者 
-------------	--------	--

府子本第 140 号
元文科教第 154 号
子発 0613 第 1 号
令和元年 6 月 13 日

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長 殿
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会 教 育 長

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公 印 省 略)

文部科学省総合教育政策局長
(公 印 省 略)

文部科学省初等中等教育局長
(公 印 省 略)

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律及び教育職員免許法の改正について (通知)

第 198 回国会において成立し、令和元年 6 月 7 日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (令和元年法律第 26 号。以下「第 9 次地方分権一括法」という。) により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律 (平成 24 年法律第 66 号。以下「認定こども園法一部改正法」という。) 及び教育職員免許法 (昭和 24 年法律第 147 号) が改正されました (別添 1 参照)。

これらの改正の概要等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、運用に遺漏のないよう願います。

各都道府県知事におかれては、域内の市区町村 (指定都市・中核市を除く。) に対して、都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会 (指定都市教育委員会・中核市教育委員会を除く。) に対して、本法令の周知を図るとともに、適切な運用が図られるよう配慮願います。

なお、本改正に伴う関係法令及び通知の改正については、追ってこれを行い、別途通知する予定です。

1 改正の概要

(1) 改正の趣旨

地方公共団体が設置及び認可等を行う幼保連携型認定こども園の安定的な運営のための人材確保を可能とし、幼稚園又は保育所等から幼保連携型認定こども園への円滑な移行を促進することにより、地域における幼児期の教育及び保育の一体的な提供や待機児童対策に資するため、幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件等について緩和する特例を延長するもの。

(2) 改正の内容

①認定こども園法一部改正法の一部改正関係（第9次地方分権一括法第2条）

以下（i）及び（ii）の特例の期間について、認定こども園法一部改正法の施行の日から5年間（令和元年度末）となっていたものを、認定こども園法一部改正法の施行の日から10年間（令和6年度末）に改めることとしたこと。

（i）保育教諭等の資格の特例

教育及び保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等は、原則として、幼稚園教諭免許状を有し、保育士の登録を受けた者でなければならないが、認定こども園法一部改正法附則第5条第1項及び第2項の規定により、特例として、幼稚園教諭免許状の授与又は保育士の登録のいずれか一方を受けていれば、保育教諭等となることができる。

（ii）旧免許状所持者の更新講習の受講義務の特例

教育職員の免許状更新制が導入される前の旧免許状所持者は、原則として、更新講習を受講しなければ保育教諭等を含む教育職員になることができないが、認定こども園法一部改正法附則第5条第3項の規定により、特例として、更新講習を受講していない幼稚園教諭の旧免許状所持者であっても、保育士の登録を受けていれば、保育教諭等となることができる。

②教育職員免許法の一部改正関係（第9次地方分権一括法第4条）

保育士の登録を受けている者であって文部科学省令で定める基礎資格を有するものに対して、教育職員免許法第6条第1項による教育職員検定により幼稚園教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合の学力及び実務の検定の特例の期間について、認定こども園法一部改正法の施行の日から5年を経過するまでの間となっていたものを、認定こども園法一部改正法の施行の日から10年を経過するまでの間に改めることとしたこと。

2 施行期日（第9次地方分権一括法附則第1第3号）

1の改正の施行期日は、令和2年4月1日としたこと。

3 留意事項

都道府県・指定都市・中核市においては、教育委員会等の庁内関係部局や、域内の養成機関、関係団体、市区町村等と連携を図りつつ、幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有していない保育教諭等が円滑に幼稚園教諭免許状及び保育士資格を取得・併有できるよう、必要な情報提供や関係機関等との調整などの支援に努めていただきたいこと。

以上

【別添資料】

第9次地方分権一括法（本文・新旧対象表）（関係部分抜粋）

本件連絡先

<認定こども園法一部改正法について>

内閣府子ども・子育て本部

電 話：03-6257-3095（直通）

e-mail：kodomokosodatelkai@cao.go.jp

<教育職員免許法について>

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

電 話：03-5253-4111（内線：3969）

e-mail：menkyo@mext.go.jp

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（抄）

第一条（略）

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「五年間」を「十年間」に改める。

第三条（略）

（教育職員免許法の一部改正）

第四条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「五年」を「十年」に改める。

第五条（第十三条）（略）

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)

三 第二条、第四条、第九条及び第十二条の規定並びに附則第五条及び第六条(第一号に掲げる改正規定を除く。)の規定 平成三十二年四月一日

四 (略)

第二条～第八条 (略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 新旧対照条文(抜粋)

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)(抄)(第二条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>附則</p> <p>(保育教諭等の資格の特例)</p> <p>第五条 施行日から起算して十年間は、新認定こども園法第十五条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。)を有する者又は児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十八条の十八第一項の登録(第三項において単に「登録」という。)を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師(保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)となることができる。</p> <p>2 施行日から起算して十年間は、新認定こども園法第十五条第四項の規定にかかわらず、幼稚園の助教諭の臨時免許状(教育職員免許法第四条第四項に規定する臨時免許状をいう。)を有する者は、助保育教諭又は講師(助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)となることができる。</p> <p>3 施行日から起算して十年間は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号)附則第二条第七項に規定する旧免許状所持者であつて、同条第二項に規定する更新講習修</p>	<p>附則</p> <p>(保育教諭等の資格の特例)</p> <p>第五条 施行日から起算して五年間は、新認定こども園法第十五条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。)を有する者又は児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十八条の十八第一項の登録(第三項において単に「登録」という。)を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師(保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)となることができる。</p> <p>2 施行日から起算して五年間は、新認定こども園法第十五条第四項の規定にかかわらず、幼稚園の助教諭の臨時免許状(教育職員免許法第四条第四項に規定する臨時免許状をいう。)を有する者は、助保育教諭又は講師(助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)となることができる。</p> <p>3 施行日から起算して五年間は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号)附則第二条第七項に規定する旧免許状所持者であつて、同条第二項に規定する更新講習修</p>

○ 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）（抄）（第四条関係）
 ※ 「現行」は、教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十七号）第二条による改正後（平成三十一年四月一日施行）のもの

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>18 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の十八第一項に規定する保育士の登録をしている者であつて学士の学位又は短期大学の学位その他の文部科学省令で定める基礎資格を有するものに対して教育職員検定により幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、認定こども園法一部改正法の施行の日から起算して十年を経過するまでの間は、第六条第二項の規定にかかわらず、当該基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数及び当該基礎資格を取得した後大学その他の文部科学省令で定める機関において修得することを必要とする最低単位数として文部科学省令で定めるものとする。この場合において、同条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「<u>得た日</u>」とあるのは「<u>得た日</u>又は附則第十八項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」と、第九条第四項中「<u>得た日</u>」とあるのは「<u>得た日</u>若しくは附則第十八項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」とする。</p>	<p>附則</p> <p>18 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の十八第一項に規定する保育士の登録をしている者であつて学士の学位又は短期大学の学位その他の文部科学省令で定める基礎資格を有するものに対して教育職員検定により幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、認定こども園法一部改正法の施行の日から起算して五年を経過するまでの間は、第六条第二項の規定にかかわらず、当該基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数及び当該基礎資格を取得した後大学その他の文部科学省令で定める機関において修得することを必要とする最低単位数として文部科学省令で定めるものとする。この場合において、同条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「<u>得た日</u>」とあるのは「<u>得た日</u>又は附則第十八項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」と、第九条第四項中「<u>得た日</u>」とあるのは「<u>得た日</u>若しくは附則第十八項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」とする。</p>